

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： 三田在宅診療クリニック 付属

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 年 月 日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (03-6400-5222) (月～金曜日 8:45～17:45)

担当 介護支援専門員 / 管理責任者 小池 亜紀子

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	三田在宅診療クリニック附属 居宅介護支援事業所
所在地	東京都港区三田 1-2-18 TTD PLAZA 7 階
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (東京都港区 第 1370305557 号)
サービスを提供する実施地域※	東京都港区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名

事務員 1名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前 8 時 45 分から午後 5 時 45 分まで

※ (土曜・日曜・祝日・12月31日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. サービスの利用方法

付属別紙 2 「サービス提供の標準的な流れ」 参照

(1) サービスの利用開始

当事業所の介護支援専門員がご自宅をご訪問し、契約を締結した後、サービスのご提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

1) ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までに文書でお申し出下さい。

2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介する等の必要な対応を講じます。

3) 自動終了

以下の場合、ご利用者および事業者双方の文書による通知がなくても自動的にサービス（契約）を終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入院・入所された場合、および指定地域密着型サービス等における左記介護保険施設に入所等された場合に準ずる状態となり、居宅介護支援が終了したとみなされる場合（但し、「一時中止届け」を提出された場合はこの限りではありません）
- ・ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）および要支援と認定された場合（なお、再度該当となった場合の再契約は可能です）
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合および被保険者資格を喪失した場合
- ・ご利用者が他の指定居宅介護支援事業者と契約し、居宅介護支援（サービス）を受給された場合
- ・3ヶ月以上、居宅介護支援による具体的な居宅サービスの実施、利用がなく、（再）利用の意向の申し出が確認できない場合（ただし、再契約を妨げるものではありません）

4) その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了することができます。
- ・ご利用者やご家族が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費（基本利用料）

- ・居宅サービス計画作成の報酬
- ・居宅サービス事業者との連絡調整手数料
- ・給付管理業務の報酬
- ・要介護認定等の申請援助の報酬 等

居宅介護支援に係る以下の※印に記す各加算

※ 居宅介護支援に係る各加算

当事業所では以下の加算項目を、ご利用状況に応じて適用し、加算させていただきます（上記の通り 自己負担はありません）。

なお、当該加算適用に際して、法令・基準等に沿って必要書類等のご提出を予めお願いさ

せていただく場合がございます。また、必要に応じてサービスに資するための個人情報提供同意書等に基づくご利用者の個人情報の授受等がございます。この旨予めご了承下さい。

- ・ 初回加算

新規（過去2ヶ月以上居宅介護支援の提供および算定がない状態）に居宅サービス計画を作成した場合（要支援者が要介護認定を受けた場合の居宅サービス計画作成を含む）および要介護状態区分が2区分以上変更された際に居宅サービス計画を作成した場合

- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）

病院または診療所に入院するご利用者について、当該病院または診療所の職員に対して、ご利用者に関する必要な情報を提供した場合（1回/月を限度）

（Ⅰ）入院した日のうちに医療機関の職員に必要な情報を提供した場合

（Ⅱ）入院した翌日又は翌々日以内に医療機関の職員に必要な情報を提供した場合

- ・ 退院・退所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

退院または退所にあたって、病院や施設等の職員と連携或いはカンファレンス等を行い、ご利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する連携・調整を当該利用開始月に行った場合（入院・入所期間中に1回を限度とし初回加算との併用はありません）

- ・ ターミナルケアマネジメント加算

末期の悪性腫瘍の方が在宅で亡くなった場合に、事前に同意をいただき、亡くなる前14日の内に2日以上在宅を訪問し、主治医等と連携の上、その状態に即したサービスの提供、変更、連携、記録等を行った場合

- ・ 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院または診療所の求めにより、医師または看護師等と共にご利用者宅を訪問してサービス調整等に係る話し合いを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整をした場合（2回/月を限度）

- ・ 通院時情報連携加算

ご利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等にご利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行ない、医師等からご利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合（1回/月を限度）

- (2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

- (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密保持

- (1) 情報の保護及び利用の制限 事業所は、業務上知り得たご利用者及び家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。但し、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので予めご理解ください。

(2) 守秘義務の継続 この守秘義務は、ご利用者と事業者の契約が終了した後も守られます。

6. サービス内容に関する苦情

(1) ご利用者は、提供された居宅介護支援または居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者または区市町村等関係諸官庁に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

(2) 事業者は、ご利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な扱いをすることはありません。

(3) 相談窓口

当事業所相談窓口 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各種サービスについてのご相談・苦情を承ります。	〒108-0073 東京都港区三田 1-2-18 TTD PLAZA 7 階 TEL 03-6400-5222 FAX 03-6400-5223 ※利用時間は当事業所営業時間内となります。 管理者 : 小池 亜紀子
行政等の相談窓口 当事業所以外に、行政等右記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。 ※港区にお住まいの方以外は、それぞれお住まいの区市町村の介護保険担当窓口にご連絡下さい。	○ 港区役所保健福祉支援部 介護保険課介護事業者支援係 TEL 03-3578-2111 内線 2881~2883・2821 ○ 東京都国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口専用 平日 9時~17時) TEL 03-6238-0177 (直通)

7. 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所の従業者は、ご利用者に対して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第二条第 5 項に定義される各行為、その他当該ご利用者の心身に有害な影響を及ぼす行為を致しません。

(1) 虐待防止に係る責任者（虐待防止責任者）を選任しております。

虐待防止に係る責任者	管理者 : 小池 亜紀子
------------	--------------

(2) 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用を支援します。

(3) 苦情解決の体制を整備しております。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施しております。

8. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存し

ます。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社メディカルニュークリエイト
資本金	3,000,000 円（資本準備金含まず） ※2023 年 7 月 1 日現在
社員数	30 名（正社員のみ）
設 立	平成 27 年 9 月
所在地・電話	東京都港区三田 1-2-18 TTD PLAZA 7 階 代表取締役 松本 武朗 電話 03-6400-5222
事業内容	居宅介護支援事業、訪問看護事業、医院の経営・企画及び経営指導

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

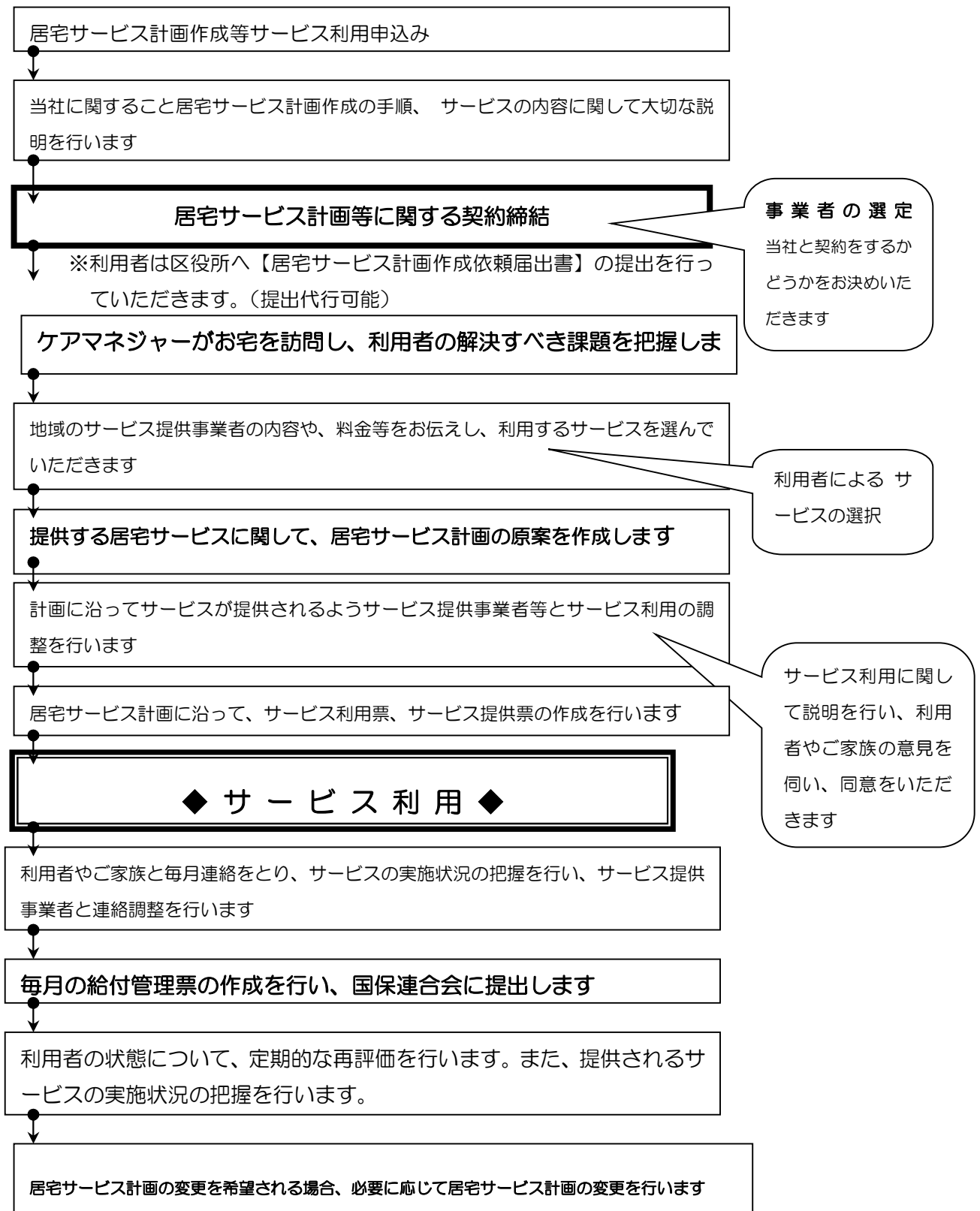
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意いたします。

1. 使用する目的

- (1) 事業者が介護保険法に関する法令に従い、私のサービス計画に基づくサービスなどを円滑に実施するために行うサービス担当者会議などにおいて必要な場合。
- (2) 私が入院など医療機関を受診するときに、当該医療機関に対して個人情報を使用する場合。
- (3) 事業者が、契約終了によって、私を他の施設へ紹介するなどの援助を行う際に、必要な個人情報を使用する場合。
- (4) 事業所内で行われる研修生、実習生、学生への教育。
- (5) 行政からの調査、外部機関による施設評価、学会や出版物などで個人名が特定されない形で報告する場合。

2. 使用するにあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は1に記載する目的の範囲で必要最小限にとどめ、情報提供の際には、関係者以外に決して漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容などについて記載しておくこと。

3. 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族に関する情報。

4. 使用する期間

申込み日より契約終了日まで

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【 事 業 者 】 株式会社メディカルニュークリエイト
代表取締役 松本 武朗 ⑩
東京都港区三田 1-2-18 TTD PLAZA 7階

【 事 業 所 】 三田在宅診療クリニック附属居宅介護支援事業所

【 説 明 者 】 氏名 小池 亜紀子 ⑩

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所

氏 名

⑩

【 利 用 者 家 族 】

住 所

氏 名

(続柄)

⑩

【 代 理 人 】

住 所

氏 名

(続柄)

⑩